

令和5年10月1日より対象経費を拡充しました！

(企業概要書に加えて、事業承継計画書、株式評価算定書、企業価値評価書も対象になりました)

事業承継助成金

(事業承継・M & A着手支援事業)

事業承継(M&Aを含む)の着手時に重要な役割を果たす書類(①企業概要書、②事業承継計画書・株式評価算定書、③企業価値評価書)の作成費用の一部を助成することで、中小企業の事業承継に向けた最初の1歩をサポートします！

助成率・助成限度額

最大20万円 上記①～③のいずれかの作成費用の**50%**を助成

※先着順に受付・審査を行い、予算の上限に達し次第、受付を締め切ります。

対象経費

- ①第三者承継(M&A)を目的とした「**企業概要書**」の作成業務費用
- ②親族、役員または従業員への承継を目的とした「**事業承継計画書**」と「**株式評価算定書**」の作成業務費用(どちらか1つのみの場合も対象)
- ③第三者承継(M&A)を目的とした「**企業価値評価書**」の作成業務費用

※上記の助成対象書類の説明は裏面をご覧ください。

申請受付期間

令和5年**5月15日**(月)10時～令和6年**1月31日**(水)17時

主な対象者の要件

- ・横浜市内に本社を有する横浜市内の中小企業(みなし大企業は除く)
- ・市内で引き続き1年以上事業を営み、自社の事業承継・M & Aを実施しようとする法人(買収側は除く)
- ・申請書の提出の時点において申請対象の作成業務を依頼していないこと

※神奈川県事業承継補助金に申請する場合、本助成金と同一内容の重複する対象経費は除外する必要があります。

詳細、お申込はIDEC横浜の**ホームページ**から

お問合せ先 (公財) 横浜企業経営支援財団 (IDEC横浜) 経営支援課

TEL: 045-225-3714 E-MAIL: keiei@idec.or.jp





「企業概要書」とは？

M&A等において、売り手企業の基本情報・事業概要・ビジネスモデル・財務資料・主要取引先・事業計画・会社譲渡理由・企業風土、地域社会の関係等が記載された書類です。売り手企業から依頼を受け、M&A仲介会社等が作成することが多いです。買い手側は、企業概要書をもとに精査な分析を行い、M&Aを進めるかどうかを検討します。

「事業承継計画書」とは？

現経営者に関する情報、経営理念、財政状態に加えて、中長期の経営計画、事業承継の時期、承継上の課題、具体的な対策等を記載した書類です。親族承継や役員・従業員承継を具体的に進めようとする初期の段階で作成します。社内で作成する場合のほか、顧問税理士、会計事務所等に相談・作成依頼することが多いです。

「株式評価算定書」とは？

自社の株式の価格（自己資本価値）を、いくつかある評価方法を用い、算出した書類です。中小企業の株式の株価は、上場企業のように株式を売り買いしているわけではないため、株価対策を考慮し、算定する必要があります。顧問税理士、会計事務所等に相談・作成依頼することが多いです。

「企業価値評価書」とは？

M&A等において、自社の株主や債権者にとっての経済的価値を、いくつかある評価方法を用い、算出した書類です。売り手企業、買い手企業双方の視点を考慮し、評価する必要があります。売り手企業から依頼を受け、M&A仲介会社等が作成することが多いです。

【無料】IDEC横浜 ワンストップ経営相談窓口(事業承継支援)

～早めに着手することがスムーズな事業承継につながります～

事業承継全般についてお気軽にご相談ください。

IDEC横浜では、事業承継に関する相談、承継計画策定アドバイス等を無料で行っています。

相談日：毎週木曜日9:00～17:00【予約制、無料】

お申込みはお電話（045-225-3711）またはIDEC横浜のホームページから→

